

奨学金Q & A

1 応募の対象について

Q1-1 定時制、通信制の4年生は奨学金の対象になりますか。

A: 定時制、通信制、高等専門学校などは3年生までが対象となり、4年生は対象になりません。

2 申請書などの記載内容等について

Q2-1 申請書などの提出日はいつですか

A: 平成29年8月25日必着です。消印有効ではありませんのでご注意ください。

Q2-2 申請書等はどこに送付(提出)するのですか。

A: 会員登録している団体、またはお住まいの母子会に郵送、または持参して下さい。

※お住まいの母子会は下記の手順で確認ください。

全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ(トップページ) ⇒ 日本地図のお住まいの地域をクリック ⇒ 居住地の団体を確認

(高知県、福島県にお住まいの方は、全国母子寡婦福祉団体協議会にて会員登録してください)

Q2-3 収入などは、いつから、いつまでの期間が対象ですか。

A: 平成28年1月から12月までになります。児童扶養手当、養育費、生活保護費なども同様の期間が対象になります。

Q2-4 給与・賞与の手取り額の計算はどのようにするのですか。

A: 給与支払金額から所得税(源泉)、住民税(都道府県・市区町村税)、社会保険料(年金、健康保険)を差し引いたものになります。

(生命保険等は対象になりません)

※詳しくは「申請書の記入・添付書類等についての注意」を確認ください。

Q2-5 通学交通費をICカードに入金する場合、証明はどのようにするのですか。

A: 定期券の場合は購入時の領収書を添付いただきますが、ICカードへの入金自己申告になります。

(自己申告の場合、適応区間の料金を正しく記載してください)

3 個人調査書等について

Q3-1 出欠席日数はいつから、いつまで記入するのですか。(学校記載)

A: 入学から現在までを記載してください。

(高校1年生についても入学から記載してください)

Q3-2 在学証明書は必ず必要ですか。

A: 個人調査書の提出がある場合は必要ありません。

4 会員登録などについて

Q4-1 会員登録はどのようにするのですか。

A: お住まいの母子会にて入会手続きが可能です。

居住地の母子会は全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ（日本地図）から確認ください
（高知県、福島県在住の方は、全国母子寡婦福祉団体協議会にて会員登録ができます）

Q4-2 会員登録すると会費は必要ですか。

A: 団体により異なりますが、多くて数百円～千円程度（年間）です。
詳しくは、各団体にお問い合わせください。